



## 三郷市 Misato City

### 令和 6 年度住民税均等割非課税世帯給付金 について

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、令和 6 年度住民税均等割非課税世帯に 1 世帯あたり 3 万円、また対象世帯に児童がいる場合に「こども加算」として 1 人あたり 2 万円を支給します。

#### 1、支給要件

- ア、令和 6 年 12 月 13 日（基準日）において、三郷市の住民基本台帳に登録されている世帯
- イ、世帯全員が、住民税均等割が非課税
- ウ、世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている者がいないこと
- エ、世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに税の申告を行っていない者がいないこと
- オ、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと
- カ、すでに、他の市区町村において令和 6 年度住民税均等割非課税世帯給付金を受給している者がいないこと

#### 2、「こども加算」の支給要件

「令和 6 年度住民税均等割非課税世帯給付金」支給対象世帯にいる以下の児童

- ア、令和 6 年 12 月 13 日時点で、「世帯主」と同一世帯である 18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた児童）
- イ、令和 6 年 12 月 13 日時点で、「世帯主」が同一世帯外で扶養している（国外扶養を除く）18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた児童）
- ウ、「世帯主」と同一世帯、もしくは別世帯だが扶養している、令和 6 年 12 月 14 日以降に生まれた新生児

#### 3、支給対象者（受給者）

支給対象世帯の世帯主

#### 4、給付額

1 世帯あたり 3 万円、及び「こども加算」1 人あたり 2 万円

#### 5、支給通知発送時期

令和 7 年 2 月以降、順次発送します

#### <この情報提供に関するお問い合わせ>

・三郷市 福祉部 給付金担当（ふくし総合支援課） 担当：諏訪・飯箸  
TEL 048-930-7808

取材をご希望のかたは上記担当課までご連絡ください。